池田町水道料金の減免について

１．火災や地震等の災害により、家屋が全焼・倒壊したとき。

２．生活保護費受給者が長期入院したとき。

３．給水世帯で、病院に入院あるいは介護施設等へ入所し、水道の使用が明らかに認められないとき。

４．転勤等により、その家屋が一年以上空き家になるとき。

５．死亡または、親族等と生計同一するなど、その家屋が一年以上空き家になるとき。

６．土地の造成後建築物建築前の更地及び家屋を取り壊し更地にし、一年以上開栓しないとき。

（給水装置の封印について）

・減免をした場合には、町において水を給水できないよう、給水装置の封印を行います。